



# 鏡石町人事行政の運営等の状況を公表します

「鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成26年度の人事行政の運営などの状況を公表します。この内容は、11月の財政公表に掲載されていますが、その一部を要約してお知らせします。今回の公表は、地方公務員法第58条の2第3項の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めることを目的に行われるもので、町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

鏡石町人事行政の運営等の状況に関する条例の第3条では、次の8項目の報告事項を定めています。

- ① 職員の任免・職員数
- ② 職員の給与
- ③ 職員の勤務時間
- ④ 職員の分限及び懲戒処分
- ⑤ 職員の

このサービスの状況⑥職員の研修及び勤務成績の評定の状況⑦職員の福利及び利益の保護の状況⑧その他町長が必要と認める事項

まず、①職員の任免・職員数については、表1のとおりで、職員総数は平成27年4月1日現在で1,000人となっています。また、任免の状況は、表2のとおりで、採用者が4人、退職者は5人でした。

表1 職員の構成 (部門別)

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	
		総務	19	19	
		税務	8	7	-1
		農水	7	7	
		商工	1	1	
		土木	9	9	
		衛生	14	15	1
	衛生	11	10	-1	
	計	71	70	-1	
	教育部門	17	16	-1	
小計	88	86	-2		
公営企業等	水道部門	4	4		
	下水道部門	5	4	-1	
	その他部門	5	6	1	
	小計	14	14		
合計	102 [123]	100 [123]	-2 [-]		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数。  
2 [ ]内は、条例定数。

表2 職員の採用・退職状況

〔採用者数〕				
区分	大学卒	短大卒	高校卒	計
一般行政職	3人	0人	1人	4人
技能労務職	0人	0人	0人	0人
計	3人	0人	1人	4人
〔退職者数〕				
区分	定年退職	勤奨退職	普通退職	計
一般行政職	2人	1人	1人	4人
技能労務職	1人	0人	0人	1人
計	3人	1人	1人	5人

表3-1 人件費の状況 (普通会計決算)

住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
人	千円	千円	%
12,833	6,912,536	831,674	12.0

表3-2 職員給与費の状況 (普通会計決算)

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
93	353,837	61,568	130,430	545,835	5,869

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成26年7月1日現在の人数。

表3-3 職員の平均給与月額

区分	平均年齢	平均給与月額
一般行政職	44.4歳	317,515円
技能労務職	54.9歳	315,237円
教育職(幼稚園)	38.8歳	315,237円

表3-4 初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	179,300円
	高校卒	146,300円
技能労務職	高校卒	135,400円

## 人件費率は12・0%

次に、②職員の給与、③職員の勤務時間その他勤務条件の状況については、表3のとおりとなっています。

人件費の状況(普通会計)では、全体で8億3,167万円、歳出総額に占める人件費率は、12・0%となり、前年比1・8%増となりました。

次に、④職員の分限及び懲戒処分については、懲戒処分はありませんでした。なお、用語の定義は次のとおりです。

### 「分限処分」とは

職員の身分保障を前提としつつ、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいうものです。

### 「懲戒処分」とは

職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいうものです。また、公平委員会については、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されており、その権限は同法第8

## サービスの状況について

次に、⑤職員のサービスの状況については、公務員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては、全力で奉仕しなければならぬと定められています。

## 職員研修・勤務評定

次に、⑥職員の研修及び勤務成績の評定の状況については、ふくしま自治研修センターで行われる各種研修に26人を派遣し、市町村職員中央

## 福利厚生事業について

次に、⑦職員の福利及び利益の保護の状況については、定期健康診査を全職員対象に実施し、病気の早期発見・早期治療に努めています。また、災害補償については実績はありませんでした。

職員手当の内容 (平成27年4月1日現在)

区分	内容
期末手当 勤勉手当	期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.50 月分 加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算5~15%
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円
住居手当	借家等職員 家賃月額が20,500円以下 ●月額-9,500円を支給 家賃月額が20,501円以上 ●月額-20,500円÷2+11,000円を支給(上限額27,000円)
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額が63,000円以下 ●運賃等相当額を支給 運賃等相当額が63,001円以上 ●相当額-63,000円÷2+63,000円を支給(上限額なし) 自動車等利用者 2km~80km 2,700円~52,500円(上限額52,500円)
管理職手当	支給額 ●課長×7% ●主幹×6%
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55265月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)

職員の福利及び利益の保護の状況

区分	受診者数
定期健康診査	77人
人間ドック	22人

特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	町長 637,200円
	副町長 558,200円
報酬	議長 296,100円
	副議長 243,900円
	議員 225,900円
期末手当	町長(26年度支給割合) 3.05月分
	副町長(26年度支給割合) 3.05月分
退職手当	町長(算定方式・支給時期) 637,200×在職月数×0.48(任期ごと)
	副町長 558,200×在職月数×0.29(任期ごと)